

カーボンニュートラル推進事業業務 委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が「カーボンニュートラル推進事業業務委託」（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

カーボンニュートラル推進事業業務

2 目的

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、気候変動によるさまざまな影響が現れていることから、県では、令和3年2月に「福島県 2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに脱炭素社会を実現するという目標を設定するとともに、「省エネルギー対策の徹底」、「再生可能エネルギーの最大限の活用」、「二酸化炭素の吸収源対策の推進」、「気候変動への適応の推進」の4つの柱に基づく取組を進めている。

また、県民、事業者、民間団体、行政等あらゆる主体の意識向上や行動変容を後押しするなど、脱炭素社会に向けた取組をこれまで以上に進めることが重要であるため、市町村や企業、関係団体との連携を進化させる組織として、令和5年6月に知事を代表とする「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」（以下「実現会議」という。）を立ち上げ、オール福島の体制で更なる機運醸成や実践拡大に取り組む予定である。

本業務では、県民、事業者、行政等の連携をより深めて、オール福島の体制で「福島県 2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の実践を促進するため、経済性や快適性などを実感できるイベントを開催すること等により、カーボンニュートラルを暮らしの中に浸透させ、県民総“自分ごと化”を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託業務内容

受注者は、事業目的を踏まえ、以下の業務を実施すること。詳細は発注者、受注者双方協議の上、定めるものとするが、独自提案（任意）があれば盛り込むこと。

(1) カーボンニュートラル推進イベントの企画・運営

カーボンニュートラルの実現に向けて、関心が低い層にも訴求できるよう、事例・実績紹介、効果比較、体験など分かりやすい情報発信を実施することとし、単なるパネルの展示等に終始することなく、映像や展示内容の工夫により、理解促進に資するものとする。

ア 地方イベント

(ア) 開催時期、場所、開催方法

令和5年9月から令和5年12月までの間のうち、県内3地方（浜通り、中通り、会津）において計4回開催すること。また、道の駅や大型商業施設、駅前広

場、商店街等の県民が自然と集まりやすい場所や、公共交通機関が利用しやすい場所を会場とすること。なお、例年市町村等が開催している地元イベント（環境イベントに限定してよい）との同時開催も可能とする。

(イ) 目標来場者数

計4回開催で延べ5,000名以上とする。

(ウ) イベント名称

企画提案内容によるものを仮称として、最終的な名称は、受注者からの提案を元に協議の上、発注者が決定する。

イ メインイベント

(7) 開催時期、場所、開催方法

令和5年10月の土日祝日のうち、郡山市内において1回（1日）開催すること。また、駅前広場や商店街等の県民が自然と集まりやすい場所や、公共交通機関が利用しやすい場所を会場とすること。さらに、オンラインによるハイブリッド開催を行うこと。

(イ) 目標来場者数

3,000名以上とする（オンライン来場者を含む）。

(ウ) イベント名称

企画提案内容によるものを仮称として、最終的な名称は、受注者からの提案を元に協議の上、発注者が決定する。

(エ) 特別企画

a 実現会議ロゴマークお披露目式典

メインイベントに関連して、実現会議ロゴマークお披露目式典を開催すること。

b 「(仮称) 2050年カーボンニュートラル実現知事表彰」表彰式及び事例発表

メインイベントに関連して、表彰式及び事例発表の会場を確保すること（広さ150㎡以上かつスクール形式70席以上確保できる会場を想定）。会場使用料は委託料に含め受注者が支払うこと。なお、会場設営や運営等は発注者と当該事業受注者間で別途調整し実施するものとする。

c EV・FCV車招集

EV・FCV車を招集し、会場内配置などにより、イベント集客に資すること。

d フードコート

EV給電や水素活用など環境に配慮した飲食業者を選定し、飲食コーナーを設置すること。可能な限りリユース食器を使用するとともに、地産地消やフードマイレージの観点も取り入れて飲食物を提供するほか、飲食物の提供に当たっては、省資源・省エネルギーやリサイクル等に対する来場者の意識醸成が図られるように工夫すること。なお、飲食物はテイクアウトでも提供できるようにすること。

(オ) その他

令和5年10月に開催される県内カーボンニュートラル関連イベントの情報を

とりまとめて、「カーボンニュートラル推進月間」としてPRすること。

ウ 共通コンテンツ

地方イベント、メインイベントともに共通のコンテンツとして以下の内容を実施すること。

- (ア) カーボンニュートラルの仕組み等の基礎的なこと
- (イ) カーボンニュートラル実現に向けた国の取組に関すること
- (ロ) カーボンニュートラル実現に向けた県の取組に関すること（カーボンニュートラルロードマップ、EV（充電設備含む）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスなど）
- (ハ) カーボンニュートラル実現に向けた各地方の取組に関すること（水素、バイオマス、県産木材利用など）
- (ニ) カーボンニュートラル実現に向けて県内で進んでいる取組の紹介に関すること
- (ホ) カーボンニュートラル実現に向けた取組の体験に関すること

エ 運営

- (ア) イベント等に関する申込受付、問合せ窓口の設置、問合せ対応
- (イ) 全体運営マニュアルの作成
- (ロ) 各種プログラムに係る連絡、調整
- (ハ) 会場レイアウトの作成
- (ニ) 各種プログラムの準備、設営、運営
- (ホ) イベント運営に必要な人員の手配
- (ヘ) 外注業者との契約（設営撤去、特設HP、バスなど）
- (セ) 講演、イベント等の出演者の手配、各種連絡調整、謝金等の支払い
- (ゼ) 講演、イベント等の資料のとりまとめ、印刷、配布
- (コ) 展示、体験物の設置
- (ク) 来場者数等の集計
- (ケ) イベント当日の写真記録等の作成
- (コ) アンケートの実施
- (セ) 県HPに掲載可能なコンテンツデータの作成
- (ロ) カーボン・オフセットの取組、PR
- (ク) イベントのエコ化
- (フ) その他県が必要と認めるもの

(2) 実現会議ロゴマークの制作及び啓発資材の作成

ア ロゴマーク制作

令和5年6月に設立予定である実現会議のロゴマークについて、県全体への浸透が図られるよう、分かりやすく親しみやすいデザインを制作すること。

(ア) デザイン

ロゴマークはシンボルマーク（図）とロゴタイプ（文字）のデザインとし、カラーと白黒のセットで作成すること。また、シンボルマークとロゴタイプそれぞれ単独での使用も可能なデザインとすること。パンフレット、名刺、幟、その他印刷物等、広範囲に利用可能なデザインとすることとし、拡大・縮小しても認識

可能なデザインとすること。

(イ) 体制

デザイナーを採用するなどし、業務遂行に必要な体制を整えること。

(ウ) その他

ロゴマークに関する知的財産の取り扱いを定めた使用ガイドラインを作成すること。

イ 啓発資材の作成

完成したロゴマークを活用して、環境に配慮した素材を使用するなど地球温暖化対策を意識した魅力的な啓発資材を複数提案の上、作成すること。

ウ 参考

今後のスケジュール及び役割分担の想定は以下のとおり。なお、お披露目は令和5年10月に開催する上記メインイベント内を想定していることから、スケジュールに留意すること。

時期	内容 (役割分担)
令和5年 6月	ロゴマーク制作の公表 (発注者) 実現会議構成員へのキーワード照会 (発注者)
7月	ロゴマーク制作 (受注者)
8月	実現会議構成員企画委員会による選定 (発注者) ロゴマーク修正 (受注者)
9月	実現会議構成員による投票、決定 (発注者) ロゴマーク修正 (受注者)
10月	ロゴマークお披露目式典 (発注者、受注者)

(3) 「(仮称) 宅配バッグ県民モニター事業」の運営補助

家庭における脱炭素ライフスタイル推進の一環として宅配物の再配達削減を促進し、温室効果ガスの排出を削減するため、県が実施する「(仮称) 宅配バッグ県民モニター事業」(想定数: 300件)について、以下の補助を行うこと。なお、詳細は発注者、受注者双方協議の上、定めるものとする。

ア 県民モニター募集に係る広報

利便性、快適性などを分かりやすく示したチラシ及びポスターを作成し、効果的な広報宣伝を実施すること。

イ 県民モニターの募集及び選定

県民モニターを募集し、募集数が想定数を超えた場合には、発注者と協議の上で抽選を行うこと。

ウ 宅配バッグの購入及び送付

宅配バッグを購入し、県民モニターに送付すること。なお、購入する宅配バッグは、以下の要件を満たすものとする。

項目	要件
耐荷重	・10kg以上であること

サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・最大容量 55L 以上であること ・荷物箱「120 サイズ」に対応可能であること
材質等	<ul style="list-style-type: none"> ・撥水加工、止水ファスナーなど雨天にも対応可能なものであること（完全防水までは求めない） ・環境配慮型の素材で作られていること
付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱説明書が付属すること ・ワイヤー、ロックなど盗難防止用資材が付属すること ・配達員への使用説明資料が付属すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事は不要であること ・玄関口等に固定が可能であり、省スペースなものであること ・配送会社等への利用手続き等が不要なものであること

エ アンケートの作成、収集、分析

世帯属性や宅配バッグ活用状況などを調査するアンケートを作成し、応募者、県民モニター及び県内配送業者に送付するとともに、収集及び分析を実施すること。

オ 参考

今後の想定スケジュールは以下のとおり。

時期	内容
令和5年 ～6月	応募者アンケート、広報資料作成（発注者、受注者）
6月	事業実施の公表（発注者）
7月	モニター募集、応募者アンケート実施（受注者）
～8月	モニター抽選（発注者、受注者）
～9月	宅配バッグ購入、送付（受注者）
10～12月	（モニター期間） モニター、配送業者アンケート実施（受注者）
令和6年 ～1月	アンケート分析（発注者、受注者）
2月	結果公表（発注者） ※2月「省エネルギー月間」

(4) 広報

各種広報媒体を活用し、効果的な広報宣伝を計画・実施すること。

5 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な知識・能力・経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。
- (2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 発注者と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。

る。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

6 権利の帰属

- (1) 本事業により作成した各種成果物等に関する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 上記(1)の成果物等は、発注者がホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また発注者が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、発注者が二次使用するにあたり、乙は第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、必要な許諾を得るものとする。

7 提出物

- (1) 業務着手届（様式第1号）
 - ※ 任意様式により工程表及び責任者・担当者一覧を添付すること。
- (2) 成果品等
 - ア 業務完了届（様式第2号）
 - イ 業務実施報告書
実施した業務内容についてまとめた報告書を作成し提出すること。
 - ウ その他
その他提出物については発注者と協議すること。
- (3) 提出方法
紙媒体で各1部提出すること。また、関係する電子データをDVDで納品すること。
なお、電子データの納品に当たってはPDF形式のものに加えて、WORD、EXCEL、POWERPOINT、ILLUSTRATOR形式等の編集可能なものも含めること。
- (4) 提出先
福島県環境共生課

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の期間中、発注者との間で随時打ち合わせを行う。
- (2) 必要な資料及び情報の収集等は業務に含まれる。なお、本業務の遂行上必要なものとして関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行うこと。
- (3) 業務に係る記録については、HPや報告書等で外部公表する可能性があるため、関係者から事前に了承を得ておくこと。
- (4) 業務の実施に当たり、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。